

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成28年6月23日(2016.6.23)

【公表番号】特表2015-516865(P2015-516865A)

【公表日】平成27年6月18日(2015.6.18)

【年通号数】公開・登録公報2015-039

【出願番号】特願2015-510391(P2015-510391)

【国際特許分類】

A 6 1 B 17/58 (2006.01)

A 6 1 B 17/56 (2006.01)

【F I】

A 6 1 B 17/58

A 6 1 B 17/56

【手続補正書】

【提出日】平成28年4月27日(2016.4.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

骨を結合するためのシステムであって、

外科用の包囲部材と、

かしめ領域を有する締結部材であって、窓部が形成された締結部材とを備え、

前記締結部材は、前記包囲部材が前記かしめ領域を貫通して延在し、それから前記かしめ領域の外で前記窓部に架かり、且つ、前記包囲部材が骨の一部の周りにループを形成する、前記包囲部材との配置を形成するように構成され、

前記かしめ領域は、前記ループが前記骨の一部の周りに固定されるように、かしめられるように構成され、

前記窓部は、前記包囲部材を切斷するためのアクセスを提供するように構成されているシステム。

【請求項2】

前記窓部内で前記包囲部材を切斷できる切斷工具をさらに備える、請求項1に記載のシステム。

【請求項3】

前記締結部材は、底面領域と反対の上面領域を有すると共に、前記包囲部材を前記上面領域と前記底面領域との間で前記締結部材を貫通して延在させるための経路が形成されている、請求項1又は2に記載のシステム。

【請求項4】

前記窓部は閉じられた周囲部を含む、請求項1から3のうちの何れか一項に記載のシステム。

【請求項5】

前記外科用の包囲部材は、ワイヤ、もしくはケーブル、またはワイヤ及びケーブルの両方を備える、請求項1から4のうちの何れか一項に記載のシステム。

【請求項6】

前記締結部材は、前記包囲部材が前記ループを形成すると共に前記かしめ領域の外で前

記窓部に架かるように、前記包囲部材と共にすでに組み立てられており、

前記かしめ領域は、前記ループの両端が前記締結部材に固定されるようにかしめられている、請求項1から5のうちの何れか一項に記載のシステム。

【請求項 7】

前記締結部材は、1つまたは複数の包囲部材によって形成された一対のループを固定するように構成された一対のかしめ領域を含む、請求項1から6のうちの何れか一項に記載のシステム。

【請求項 8】

前記一対のかしめ領域は互いと斜めまたは直角に配置される、請求項7に記載のシステム。

【請求項 9】

前記締結部材には複数の開口が形成され、前記システムは複数の突起部材をさらに備え、前記複数の突起部材は、各々の前記突起部材の先端部が前記骨と螺合しないために前記締結部材から調整可能な距離で突出する状態で、前記締結部材と螺合し、前記複数の開口に受け入れられるように構成される、請求項1から8のうちの何れか一項に記載のシステム。

【請求項 10】

前記締結部材には、かしめ工具の一対の顎部を前記かしめ領域へと案内するように構成された少なくとも1つの開口が形成される、請求項1から9のうちの何れか一項に記載のシステム。